



全ト協発第342号（環）  
平成27年9月30日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三



## 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策 に対する取り組みについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策が望まれることから、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、再発防止に積極的に取組まれるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

- 国土交通省事故調査委員会 HP : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>
- ※本件につきましては、全ト協HPにもリンク掲載しています。
- 「広報とらっく」8月5日号5面に関連記事掲載

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 萩原  
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第103号  
平成27年9月28日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



### 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策が望まれ、昨年、事業用自動車事故調査委員会が発足したところです。

先般、同委員会から、別添のとおり旅客運送事業に係る事故の調査報告書が提出され、公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴協会傘下会員に対し周知方お願い致します。

## **別添【報告書概要版】**

### **貸切バスの追突事故**

#### **1. 概要**

平成26年8月4日午後1時57分頃、貸切バスが乗客7名を乗せて、片側2車線の首都高速道路9号深川線の上り第2通行帯を走行中、前方の同通行帯を渋滞で徐行していた相手車両(大型バス)に追突した。

この事故により、相手車両の乗務員1名及び乗客9名が軽傷を負った。

#### **2. 原因**

事故は、当該運転者が運行中に渋滞情報を確認するため、進行方向の上方に設置された図形情報板を注視していたことなどにより前方への注意が逸れ、前方の相手車両に気付くことが遅れるとともに、事故直前には制限速度(60km/h)を超過する約80km/hで走行したことが重なったため、ブレーキを操作したものとの制動が間に合わず、相手車両に追突したことで起きたものと考えられる。

また、当該事業者において、運転者に対する点呼における適切な運行指示や適性診断結果を活用した教育が実施されておらず、当該運転者における安全運転に関する意識や運転に当たっての注意点の徹底が図られなかつたことが、事故につながった可能性があると考えられる。

#### **3. 再発防止策**

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

##### **(1) 運行管理に係る法令遵守の徹底**

・運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において、運転者に対し適切な運行指示を行い安全運行に必要となる情報を提供することは、運行管理において重要な業務であることを自覚するべきである。また、点呼の結果を記録し保存することにより、点呼実施者の責任を明確にするとともに、運転者の拘束時間などを適切に管理することにより過労運転等の防止を図ることは重要であることから、運行管理を適切に実施するための資料として、的確に記録しておく必要がある。

・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、その結

果（注意点）を的確に伝達するとともに、このことを日常的に自覚させ、改善に努める運転を心がけるよう個別に指導を行う必要がある。

#### （2）運転者教育の充実

・事業者は、運転者に対して、速度超過に起因した事故事例を用いて速度超過による運行の危険性を十分理解させるとともに、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。

#### （3）自動車単体に対する対策

・事業者は、道路交通状況を把握できるナビゲーション装置を積極的に導入する必要がある。

#### （4）脇見運転等の防止

・運転者は、走行中に図形情報板を見て道路交通状況を確かめる際は、運転者の視線が前方の交通状況から逸脱することを認識し、これを継続的に注視しないことが必要である。

#### （5）制限速度の遵守

・運転者は、高速道路において速度の感覚が鈍くなることを認識し、適宜、速度計により走行速度を確認することが必要である。また、速度の出し過ぎはブレーキをかけてから車両が停止するまでの制動距離が長くなり、追突事故を起こす可能性が高くなることから、制限速度を遵守することが重要である。